

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

種類	山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域	
配置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。				
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。				
	道路側の既存林の保存や緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。			
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。			
	電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置すること。				
	・建築物の屋根および屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・建築物の屋根および屋上を除く場所に太陽光発電設備等をやむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。				
	段丘崖の付近では周囲からの見え方に配慮し、段丘林の連続性や樹林の雰囲気等を阻害しないように配慮すること。				
規模	【沿道】・大規模行為 ^{※1} にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。 ・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）を設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。				
	経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方に配慮した規模・高さとする。				
	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣り合いにも配慮すること。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、やむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。	高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。
	建築物の高さは、原則として18m 以下とすること。				
	【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感等を生じないよう努めること。				
	【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。				
	形態・意匠	屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみや樹林との調和を図ること。	屋根は適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図ること。	屋根は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図り、落ち着きを感じる形態となるよう努めること。	・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 ・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。
伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。					
大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。					
周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。					
河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。					
屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。					
非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。					
材料	【沿道】・道路沿いからの見え方に配慮し、上部及び通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。 ・大規模な建築物等については、壁面の分節化や上層階の壁面後退等により眺望を妨げないよう十分配慮すること。				
	【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインの工夫に努めること。				
	【段丘】段丘林の連続性や樹林の雰囲気等を阻害しないように、外観に十分配慮すること。				
材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等により反射光の軽減に努めること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	
	地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。			地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	

※1 大規模行為は南箕輪村景観条例に定める以下の行為です。

・延べ床面積が300㎡を越える建築物の建築等

種類	山地・森林地域	田園地域	住居地域	商工業地域	
色彩等	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、住宅地の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
	使用する色数を少なくするよう努めること。			複数の色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
	・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。				
	照明を行う場合は、必要最低限の明るさとし、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるもの ^{※2} の使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。			照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	
	<p>・屋根及び外壁は、マンセル値【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤【 R 】、黄赤【 YR 】、黄【 Y 】、の色相においては彩度 7 以下 ○ 黄緑【 GY 】の色相においては彩度 6 以下 ○ その他の色相においては彩度 4 以下 ○ 明度は周辺景観と調和するよう努めること <p>・ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の各面の見付面積の 5 分の 1 以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 <p>【沿道】高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。</p> <p>【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。</p>				
敷地の緑化	敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。	敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。	敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化を行い、良好な景観の形成に努めること。		
	農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。				
	周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあつては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。				
	駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。		使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする	使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。	使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。
	段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性や樹林の雰囲気阻害しないように配慮すること。				
	【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。				
	【段丘】段丘林の連続性や樹林の雰囲気阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。				
【沿道】魅力的な通りとなるよう、積極的に緑化を行うよう努めること。					
特定外観意匠に関する付加基準【特定外観意匠：公衆の関心を引き目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠】	配置				
	道路等からできるだけ後退させるよう努めること。				
	河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。				
	規模、形態・意匠				
	基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。				
	材料				
	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。				
	反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。		反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		
	色彩等				
	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。		
使用する色数を少なくするよう努めること。			光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。		
光源で動きのあるものは、原則として避けること。					

※2 「光源で動きのあるもの」は南箕輪村景観条例では以下のものも含まれます。

- ・LED電光掲示板やそれに類似するもの

(2) 土地の形質の変更

変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
------------------	---

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
-----------------	---

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
----------------	--

(5) 木竹の伐採

木竹の伐採	【段丘】河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮をすること。
-------	---